

令和3年度 農畜産物の残留農薬検査(令和4年3月31日現在)

平成15年の食品衛生法改正により、平成18年5月末からポジティブリスト制度が施行されました。
 そこで奈良県では、平成16年度より、県内で生産される農産物を中心に残留する農薬及び動物用医薬品についての検査を実施しています。
 検査を実施した結果(令和4年3月31日現在)については、以下のとおりです。

令和3年4月から令和4年3月末までに、国産品135検体、輸入品7検体について、残留農薬検査を実施しました。1検体から、残留基準を超える農薬の検出事例がありましたが、他のものについては基準値以下で、食品衛生法違反はありませんでした。

なお、残留農薬検査項目数は、農産物が150項目、輸入食品が46～150項目、肉が19項目、卵類(動物用医薬品)が20項目です。

分類		合計	内訳		不適件数
			国産品	輸入品	
核果果実	梅	6	6	0	0
ベリー類果実	いちご	12	12	0	0
	ブルーベリー	1	1	0	0
	ブドウ	1	1	0	0
かんきつ類	オレンジ、ミカン、レモン等	5	1	4	0
その他の果実	柿	10	10	0	0
	いちじく、キウイ等	2	2	0	0
あぶらな科野菜	キャベツ、だいこん、こまつな、はくさい等	34	34	0	1
うり科野菜	きゅうり、かぼちゃ等	7	7	0	0
きく科野菜	レタス、ごぼう等	4	4	0	0
なす科野菜	なす、トマト、ピーマン等	20	20	0	0
ゆり科野菜	ねぎ、たまねぎ、わけぎ等	6	6	0	0
その他の野菜	ほうれんそう、おくら、えだまめ等	9	9	0	0
いも類	じゃがいも、さつまいも、さといも等	19	19	0	0
きのこ類	しめじ、まいたけ	2	2	0	0
輸入食品	冷凍食品	3	0	3	0
肉類	食鳥肉	0	0	0	0
卵類	卵	1	1	0	0
合計		142	135	7	1

食品衛生法における基準値を超える農薬を検出した検体

収去品名	検出農薬名
小松菜	エトフェンプロックス